

医療費の適正化にご協力ください

接骨院や整骨院での施術は、健康保険が適用される場合と適用されない場合があります。

○健康保険が適用されるもの

- ・急性または亜急性の外傷性の捻挫、打撲、挫傷（肉離れ等）
- ・骨折及び脱臼の応急処置（応急処置以外は、医師の同意が必要です）

○健康保険が適用されないもの

- ・疲労性・慢性的な要因からくる肩こり、筋肉疲労
- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術
- ・保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等の治療中のもの
- ・労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷



接骨院・整骨院で施術を受けるときは・・・

1 負傷の原因を正確に伝えましょう

上記のように健康保険が適用されない場合がありますので、負傷の原因（いつ、どこで、何を、どんな症状か）を正確にきちんと伝えましょう。

2 柔道整復施術療養費支給申請書の内容をよく確認して、署名をしましょう

施術を受けたときに署名する「柔道整復施術療養費支給申請書」には、負傷原因、負傷名、日数、金額等が記載されています。内容をよく確認してから署名をしましょう。

また、原則患者本人が署名することになっています。

3 領収書を必ずもらいましょう

もらった領収書は保管しておき、後日届く医療費通知に記載されている金額・日数と合っているか確認しましょう。

4 施術が長引くときは、医師の診察を受けましょう

施術が長期にわたる場合、内科的要因も考えられますので医師の診察を受けましょう。

安い！安心！ ジェネリック医薬品を使用しましょう

【問合せ先】 保険課 国保グループ ☎ 029-240-7113（直通）

茨城町国民健康保険加入の方へ 医療費が高額になったとき

医療費（※2）の自己負担が高額になってしまったときは、自己負担限度額（下表）を超えた分が高額療養費として支給されます。

○自己負担限度額（月額）

【70歳未満の方】

所得（※1）区分		年3回目まで	4回目以降（※3）
上位 所得者	901万円超	252,600円 + 医療費（※2）が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	140,100円
	600万円超 901万円以下	167,400円 + 医療費（※2）が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	93,000円
一般	210万円超 600万円以下	80,100円 + 医療費（※2）が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
	210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

【70歳以上75歳未満の方】

所得区分	自己負担割合	外来（個人単位）	
		外来（個人単位）	外来 + 入院（世帯単位）
現役並み 所得者	3割	57,600円	80,100円 + 医療費（※2）が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1% （4回目以降（※3） 44,400円）
一般	2割	昭和19年 4月1日 以前生まれ の人は1割	14,000円（8月～翌年7月の 年間限度額144,000円）
低所得者Ⅱ	住民税 非課税世帯	8,000円	57,600円（4回目以降（※3） 44,400円）
低所得者Ⅰ			24,600円
		8,000円	15,000円

窓口での支払いを限度額までにするには、「限度額適用認定証（※4）」が必要な方がいます！



- ・70歳未満の方
- ・70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯（低所得者Ⅰ・Ⅱ）の方



〈申請に必要なもの〉

- ・国民健康保険被保険者証
 - ・印鑑
 - ・来庁される方の身分証明書（運転免許証等）
 - ・マイナンバーカードまたは通知カード（世帯主と限度額適用認定証が必要な方の分）
 - ・世帯主からの委任状（別世帯の方が来庁される場合）
- ※70歳以上75歳未満の方で住民税課税世帯の方は、高齢受給者証（水色のカード）を医療機関等に提示することで限度額適用認定証の代わりになりますので、申請は必要ありません。
- ※国民健康保険税に滞納がある方は交付できません。

（※1）所得とは、国民健康保険税の算定基礎となる基礎控除後の所得金額のことです。

（※2）保険診療の対象となる医療費の総額のことです。

（※3）過去12か月以内に同一世帯で病院等への支払額が自己負担限度額に達した月が4回以上あった場合の限度額です。

（※4）住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」になります。

【問合せ先】 保険課 ☎ 029-240-7113（直通）

茨城町空家等対策計画(案)に対する意見公募

を実施しています

「茨城町空家等対策計画」とは「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための計画です。この計画案に対して、広く町民の皆さまから意見をお聞きするため、意見公募を実施しています。

- ▶ **名称** 茨城町空家等対策計画(案)
- ▶ **閲覧及び意見提出場所** 茨城町役場1階 都市整備課窓口(11番窓口)
※時間は事務取扱時間内になります。
- ▶ **閲覧及び意見提出期間** 1月24日(水)～2月23日(金) ※土・日・祝日は除く
- ▶ **意見募集対象者** 町内に住所を有する方
町内に事務所・事業所を有する方
町内に勤務する方
町税を納税している方

▶ **提出方法** 意見提出用紙に必要事項と意見を必ず記入し、郵送やFAX等により都市整備課窓口へ提出してください。なお、提出された意見用紙は返却しません。

▶ **提出された意見の取扱いについて** 提出された意見については、住所・氏名等の個人情報を除き、町ホームページで公表するとともに、今後の計画策定に役立ちます。なお、意見をいただいた方に対して、個別の回答はしませんので、ご了承ください。

※計画(案)や意見提出用紙は町ホームページにも掲載していますので、そちらもご活用ください。

【問合せ先】 都市整備課 ☎ 029-240-7116（直通）